



第5章

ともに力をあわせてすすむ自立協働都市

達成後の姿

市はさまざまな情報を公開し、市民が納得できる透明性が高い行政運営を進めています。

市民は、自らの権利を主張するとともに、市民としての義務を果たし、地域(コミュニティ)の中で主体的に活動を進めています。

市民と市が互いに信頼しあい、“ともに力をあわせてすすむ自立協働都市”がつけられています。

1

市民と市が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

1. 男女共同参画の推進を図ります／男女共同参画
2. 人権を守り、自立を目指します／人権、同和対策
3. 新しい時代にふさわしい行政機構をつくるために、行政改革を推進します／行政改革
4. 将来に向けたまちづくりの基礎を築くために、財政の健全化を目指します／財政
5. 市税等の公平な負担を求めます／税政
6. 成果を重視した行政運営のために、行政評価を導入します／行政評価
7. 自治体間の連携を図る広域行政を推進します／広域行政
8. まちの個性を活かしながら魅力を高め各地に発信します／地域 CI
9. 行政組織や機構を改善し、質の高いサービスを提供します／行政

1. 市と市民が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

男女共同参画

1. 男女共同参画の推進を図ります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

女性と男性がともに支えあいながら、仕事と家庭等を両立し、あらゆる分野で平等に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮しています。

●現況と課題

急速な少子高齢化の進行とともに、経済活動や労働環境が変化し、社会及び家庭生活においても、女性の社会進出が進むなど、男女のあり方や生活様式が大きく変容・多様化しています。しかし、職場、家庭、地域社会では、依然として「男が主、女は従」といった男女の固定的な役割分担意識や慣行等があり、また、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{*}などの男女共にその人権を侵害するような事例も見られます。

このような現状を踏まえ、市では、平成 19 年 3 月「下妻市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

依然として残る性別役割分担意識や男性優遇の社会構造を改善し、女性も男性も一人の人間として尊重され、個性を認め合える男女共同参画社会を形成するために、市民一人ひとりの理解と啓発が重要であり、そのために今後、推進プランの周知徹底を図り、住民、企業、学校、行政が一体となって男女共同参画社会を目指し、施策を進めていく必要があります。

女性の社会進出について市では、下妻市女性団体連絡会を軸とし、市主催の講演会をはじめ、国・県等の研修や講演会への市民参加を促し、男女共同意識の啓発に努めています。また、市政モニター制度や下妻市まちづくり女性スタッフ制度を活用し、女性の積極的な行政参画を推進しています。しかしながら、女性の社会参画、政策方針決定の場への参画には偏りがみられ、女性の社会進出を促すために、女性・男性双方の意識の改革や地域ぐるみでの子育て支援、環境づくりなどの、相談・支援体制の整備等を総合的に進めていく取り組みが必要です。

【関連データ】

◆下妻市における男女共同参画関連事業（平成 18 年度）

男女共同参画に関する講演会参加者	86 人
男女共同参画に関する広報紙掲載	7 回
各種審議会等への女性委員の登用	20% (89 / 446 人)
女性団体連絡会構成団体	13 団体

注) 各種審議会等への女性委員の登用については、平成 19 年 4 月 1 日現在 資料：企画課

※ ドメスティック・バイオレンス（domestic violence, DV）：夫や妻、親密な関係にあるパートナー、恋人からの暴力。

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

男女共同参画の推進を図ります

男女共同参画推進

国の男女共同参画基本計画及び茨城県の男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)との整合性を図り、下妻市の目指す男女共同参画社会に向けた基本理念「女(ひと)と男(ひと)とが手を取りあい、個性をかがやかせるまち下妻」を掲げ、「下妻市男女共同参画推進プラン」を策定し、計画期間を平成 19 年度～平成 23 年度の 5 年間としました。女性も男性も一人の人間として尊重され、個性を認めあえる社会の実現を目指し、互いの人権を尊重するための、意識の改革と相談支援体制の充実を図ります。

男女共同意識の啓発

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重できるよう、男女共同参画に関する理念や認識の普及、広報活動を重点的に実施します。

女性の社会参画の推進

男女共同参画の視点に立って、女性の自主的活動を支援し、また、幅広い視野を持つ女性リーダーの育成や女性のあらゆる分野への参画の拡充に努めます。

女性団体の支援

下妻市女性団体連絡会を基盤とし、各女性団体に、男女共同参画推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画の醸成を図ります。

●市民が取り組むこと

男女がともに個性を認めあい理解して、家庭生活や地域の中で固定的な役割分担をなくし、お互いを尊重しあい活動します。

事業者や団体は、職場での固定的な役割分担意識や制度・慣行を見直し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女平等の職場づくりを進めます。

成果指標

審議会等の女性の登用率

成果指標とした理由 審議会等の女性の登用率の向上を示すため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
20%	25%	30%	企画課

1. 市と市民が互いに信頼しあい、
それぞれの役割を果たしながら
まちをつくります

人権、同和対策

2. 人権を守り、自立を目指します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民や市内の事業者が人権に対しての知識や意識を高め、お互いの考えを尊重し、人権尊重の考え方が行きわたった社会が実現しています。

●現況と課題

人権は、一人ひとりが幸せに生きるための権利です。日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は、門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。憲法を暮らしに活かし、人権尊重に関する理解と認識を高め、信頼・尊重し合える社会を築いていくことがまちづくりの基本となります。

私たちをとりまく社会には、同和問題をはじめとし、女性、子ども、高齢者、障害のある人、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害など様々な人権課題があります。

市では、これらの人権課題に対処するため、人権相談の開催をはじめ人権教室・各種研修会・講演会などあらゆる機会を通じて、差別のない社会づくりを推進してきました。

今後も、学校・家庭・地域や職場など様々な場面で、学校教育・社会教育・企業内教育を通じて、真に人権が尊重される社会を実現するため、関係機関と連携して人権教育・啓発に努めていきます。

【関連データ】

◆人権尊重に係る事業

単位：回

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
人権相談(定期・特設)	14	15	13
人権教育研修会・講演会	4	4	3

資料：福祉事務所

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

人権を守り、自立を目指します

人権教育・啓発

学校教育や地域における社会教育・企業内教育など、あらゆる場面・活動を通じ、人権が尊重される明るい社会を実現するため、人権教室・各種研修会・講演会など人権教育・啓発を推進します。

人権相談の充実

人権について、気軽に相談できる地域に根ざした人権相談所を開催します。定期人権相談・特設人権相談を開催します。

国・県等との連携強化

人権を大切にするという共通の意識を高めるため、国・県などと連携を図り人権教育・啓発を総合的に推進します。

●市民が取り組むこと

市民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、生活の中で人権に配慮した態度や行動をとります。

事業者や団体は、人権の意義や重要性を身につけるため、従業員に対し研修会や講演会等への参加を促し、業務に反映させるよう努めます。

都市づくりの目標5 ともに力をあわせてすすむ自立協働都市を目指して

1. 市と市民が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

行政改革

3. 新しい時代にふさわしい行政機構をつくるために、行政改革を推進します



施策の目標 (市民とともに目指す平成 29 年の姿)

事務事業の見直しや職員定数の適正化に取り組むなど、行政改革を推進することにより、新しい時代にふさわしい組織・機構がつくられています。

●現況と課題

地方分権社会の進展により、市においては行財政改革が重要視されており、自らの責任で社会の変化に対応し、高度化かつ多様化する住民ニーズに対して的確に対応し、市民との協働による住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図っていくことが求められています。

市では、平成 18 年 7 月に「第 3 次下妻市行財政改革大綱」、「第 3 次下妻市行財政改革大綱実施計画」、「下妻市行財政集中改革プラン」を策定し、「P D C A サイクル^{※1}」に基づき行財政改革を実施しています。

集中改革プランでは、具体的な取り組みを集中的に実施するため、①事務・事業の再編整理、廃止・統合、②民間委託の推進、③定員管理及び給与の適正化、④経費削減等財政効果、⑤公営企業及び第三セクターの見直しについて、市民に分かりやすく公表しました。実施にあたっては、財政基盤の強固な自治体を確立するため、職員の意識の改革を図るとともに、市民の意見を反映した迅速かつ着実な行財政運営に取り組んでいくことが必要です。

今後も事務事業の見直しによる経費の削減、税源移譲に伴う国庫補助負担金や地方交付税の削減に対応した自主財源の確保、人員の適正化と資質の向上、民間委託の推進と市民サービスの向上、公営企業や第三セクターの経営の安定化そして市民との協働によるまちづくりの推進など、社会変化に的確に対応できる持続可能な行財政システムの構築を図ることが重要です。

【関連データ】

◆職員数の推移

単位：人、各年度 4 月 1 日現在

区分	職員数 (A)	対前年増減	目標数値 (B)	比較 (A)-(B)	備考
平成 11 年度	378	—	—	—	
平成 12 年度	375	△ 3	—	—	↑ 旧下妻市定員適正化計画(期間平成 12~平成 16)
平成 13 年度	378	3	—	—	
平成 14 年度	383	5	386	△ 3	↑ 旧千代川村定員適正化計画(期間平成 14~平成 18)
平成 15 年度	383	0	385	△ 2	
平成 16 年度	380	△ 3	385	△ 5	
平成 17 年度	375	△ 5	375	0	↑ 下妻市定員適正化計画 (前期平成 17~22.4.1)
平成 18 年度	364	△ 11	364	0	
平成 19 年度	351	△ 13	359	△ 8	

注) 目標数値 (B) は、平成 16 年度以前について、旧下妻市及び旧千代川村の定員適正化計画目標値を適宜、合算している。

資料：人事課

※1 P D C A サイクル (PDCA cycle, plan-do-check-act cycle) : Plan (計画) Do (実施・実行) Check (点検・評価) Act (処置・改善)、を螺旋を描くように一周ごとにサイクルを向上させて、継続的な業務改善をしていくこと。

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

新しい時代にふさわしい行政機構をつくるために、行政改革を推進します

事務事業の見直し

第3次行財政改革大綱に基づき、事務事業の見直しを行い、効率的かつ効果的な行財政運営を図り、市民サービスの向上、市民と協働のまちづくりを実現します。

民間委託の推進、民間活力の導入

行政運営の効率化と市民サービスの向上を図るため、業務内容を精査し、民間に委託することが適当な事務については、行政責任の確保、市民サービスの維持向上等に留意し、指定管理者制度の導入などアウトソーシング^{※2}による民間委託の推進や、PFI^{※3}手法導入の検討など民間活力の活用を推進します。

人員の適正化

平成18年度に策定した定員適正化計画に基づき適正な職員数の確保を図ります。

行財政基盤の強化

財政健全化計画を策定し、計画に基づき、健全な財政運営を推進します。事業の効果を重視した予算編成を行い、財源の効果的な活用を図ります。

公営企業、第三セクターの健全化

公営企業については、引き続き事業の充実に努めるとともに、中期経営計画を策定し、経営の健全化に努め、水道事業全体の行財政改革を推進していきます。

第三セクターの運営にあたっては、経営状況を分析し、市が出資している趣旨等を十分考慮のうえ、健全経営に努めます。

●市民が取り組むこと

市政に対する理解を深め、行政改革に協力します。

成果指標

職員数

成果指標とした理由 人員適正化計画に定めた職員数目標数値が人員の適正化の指標となるため

現状値<平成19年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
351人	343人	334人	下妻市定員適正化計画

※2 アウトソーシング (outsourcing) : 外注、外製ともいい、企業や行政の業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部の企業等に委託すること。

※3 PFI(Private Finance Initiative) : 公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法。

1. 市と市民が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

財政

4. 将来に向けたまちづくりの基礎を築くために、財政の健全化を目指します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

財政健全化の取り組みにより、財政状況が改善され、より効率的で効果的な財政運営が行われるようになっていきます。

●現況と課題

当市の財政基盤は、平成 6 年度をピークに年々体質が弱まり、平成 18 年度決算における財政力指数^{※1}は、0.589 と県内でも下位に位置しています。また、平成 18 年度の経常収支比率^{※2}は 96.6%となっており、財政の硬直化が著しく、実質公債費比率^{※3}も 19.5%と高く、起債に許可の必要な団体となり、今後の事業財源の確保が懸念される一方、財政調整基金は、財源不足による取り崩しのため、平成 18 年度末現在で約 4 億 8 千万円と枯渇状態に近くなっています。一部事務組合に対する負担金の増加、普通交付税の大幅な減額と地方への景気回復の波及の遅れによる税収の伸び悩みに伴う一般財源の減少が主な要因です。

また、経費節減については、新規採用職員の抑制や勤勉手当の一律削減、特殊勤務手当をはじめとする各種手当等の見直しなど、人件費の削減に取り組んでいます。物件費では、臨時雇人の抑制、電気料・消耗品等各種需用費の圧縮に努める一方で、小中学校体育館の夜間利用者から電気料の負担もお願いしています。今後も引き続き、全庁挙げての徹底した経費削減に努める一方で、それだけでは、財源の不足額に対応できないほど市の財政状況は逼迫しているため、徹底した経費削減とあわせて、市民の理解のもと、受益者負担の原則を推進する必要があります。

平成 16 年度より財務会計が電算化され、市の財務に関する事務が大幅に簡素化されましたが、極めて厳しい財政状況の折から、一層慎重で適格な財務処理が必要になっています。

土地については、市で所有している遊休地のうち、貸付などをしていない土地は原野・雑種地が多く、活用が困難なものがほとんどです。また、各種建物については、今後老朽化が進み、維持補修費に経費がかさんでいくことが懸念されます。

【関連データ】

◆財政状況（普通会計）

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
歳入総額(千円)	15,070,073	15,402,711	15,374,142	15,263,830	14,816,258
歳出総額(千円)	14,594,153	14,715,830	14,601,360	14,526,189	14,228,616
財政力指数	0.521	0.524	0.538	0.554	0.589
経常収支比率(%)	92.9	94.6	97.4	99.7	96.6
実質公債費比率(%)	—	—	—	19.3	19.5

資料：財政課

- ※ 1 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指標で、この数値が低いほど財源に余裕がないとされる。
- ※ 2 経常収支比率：地方公共団体の財政構造を示す指標で、この数値が高いほど財政の弾力性がなく、硬直化が進んでいることになる。
- ※ 3 実質公債費比率：地方公共団体における公債費の財政への負担の度合いを表す指標で、この数値が 18%を超えると、起債する場合、公債費負担適正化計画を策定し、知事の許可が必要となる。

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

将来に向けたまちづくりの基礎を築くために、
 財政の健全化を目指します

健全な財政運営と基金の確保

財政健全化計画を策定し、計画に基づき、健全な財政運営を推進します。事業の効率を重視した予算編成を行い、財源の効果的な活用を図ります。
 また、財政調整基金については、緊急の事態に備えるため、基金の確保に努めます。

経費節減、受益者負担の推進

事務の簡素化をはじめ、職員数の削減、施設の統廃合、指定管理者制度等民間活力の導入を推進し、人件費、物件費、維持補修費等の経常的な経費の抑制を図ります。
 一方で、受益者負担の原則に基づいた料金体系の見直しを図ります。

財務、財産管理の適正化

各規則に基づいた、適正な予算の執行と財産の管理を図るとともに、未利用財産を積極的に処分していきます。

●市民が取り組むこと

市における税金の使途に関心を持ち、納税等の責務を果たすとともに、財政の健全化に協力します。

成果指標

経常収支比率

成果指標とした理由 経常収支比率を低くして財政構造の弾力性を確保することで、地方自治体の財政健全度を示すため

現状値<平成 18 年度> 96.6%	中間目標<平成 24 年度> 95%以内	目標<平成 29 年度> 90%以内	データ出所 財政課
------------------------	-------------------------	-----------------------	--------------

実質公債費比率

成果指標とした理由 公債費の財政への負担の割合を減らすことで、地方自治体の財政健全度を示すため

現状値<平成 18 年度> 19.5%	中間目標<平成 24 年度> 18%以内	目標<平成 29 年度> 18%以内	データ出所 財政課
------------------------	-------------------------	-----------------------	--------------

1. 市と市民が互いに信頼しあい、
それぞれの役割を果たしながら
まちをつくります

税政

5. 市税等の公平な負担を求めます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

公平で的確な課税が行われ、市民の信頼と協力により期限内に納税され円滑な
税務行政の運営が行われています。

●現況と課題

市財源の核となる市税等の収入は、景気回復の遅れや急速な高齢化等により、厳しい状況にあります。
さらに、国が推進する「三位一体の改革」による税源移譲により、市税収入の占める割合は高くなり市
財政にとって税収の確保はますます重要になっています。

こうした状況から、公平で的確な課税をこれまで以上に推進し、市民から納税についての理解及び公平
な負担についての信頼を得ることが大きな課題となっています。

公平で的確な課税を行うためには、広報等による市税についての正しい理解と適正な申告等の協力が欠
かせません。また、各種市税の的確な課税客体の捕捉・調査が必要です。

以前は、納税貯蓄組合を通じての納税が大部分を占めていましたが、組合に対する完納報奨金等の廃止
や組合員のプライバシー保護の意識等から大幅に減少しています。また、生活様式の多様化や経済活動の
変化から納税方法の多様化が求められ、平日、日中の限られた時間内に納税することが困難な納税者に対
して納付機会を確保することにより納税の利便性を図り、期限内納税を推進していかなければなりません。

また、滞納者に対しては、完納している方々との公平性を確保するために、財産差押等の滞納処分や茨
城租税債権管理機構の活用を図り、滞納整理を強力に推し進める必要があります。一方、生活困窮等の理
由により納税できない方に対しては、納税猶予等の措置を講じていきます。

【関連データ】

◆市税収入及び徴収率

区 分	現年度分			滞納繰越分			合計		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
平成16年度	4,700,062	4,565,803	97.1	603,106	112,283	18.6	5,303,168	4,678,086	88.2
平成17年度	4,841,094	4,705,418	97.2	502,205	88,788	17.7	5,343,299	4,794,206	89.7
平成18年度	4,933,834	4,805,352	97.4	515,512	109,557	21.3	5,449,346	4,914,909	90.2

資料：収納課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

市税等の公平な負担を求めます

円滑な税務行政運営

「公平で的確な課税」を基本とした税務行政の円滑な運営を行い、市民や事業所に対し、市税に対する周知を図ります。

さらに、将来の納税者となる小・中学校の児童生徒を対象に租税教育を推進します。

賦課、徴収、納税対策

課税客体を的確に把握し、適正課税に努めます。

また、納税意識の向上のため、納付機会の拡大や広報等により期限内納税の推進を図ります。

さらに、個人市民税については、給与支払者による特別徴収を推進します。

滞納対策

滞納者の調査や未接触を無くすことにより滞納整理を強化し、自主納税の見込がない滞納者に対しては、財産調査を行い差押等により強制徴収を実施します。

また、行政サービスの制限についても検討していきます。

納付機会の拡大、充実

コンビニ収納の導入を図り、納付機会を拡大し、納税の利便性を図るとともに、納税の口座振替を推進します。

また、クレジット収納についても検討していきます。

●市民が取り組むこと

税に対する理解を深め、適正な申告と期限内納税に努めます。

事業者や団体は、市民税の特別徴収や給与支払報告書の提出などの責務を果たし、さらに税務調査等に協力します。

成果指標

市税徴収率

現状値＜平成19年度＞
90%

中間目標＜平成24年度＞
92%

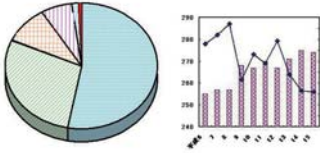
目標＜平成29年度＞
93%

データ出所
収納課

1. 市と市民が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

行政評価

6. 成果を重視した行政運営のために、行政評価を導入します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

適正な行政評価が実施され、市民満足度の高い成果重視の市政が実現しています。

●現況と課題

近年の厳しい財政状況、少子高齢化社会、地方分権の進展、まちづくりを担う様々な主体の登場など、行政を取り巻く大きな環境変化の中で、行政はそれらに的確に対応するため自ら事務事業の評価をすることが求められています。

また、総合計画に基づくまちづくりを確実に、効果的に進めるためには、行政評価の推進が求められており、そのためには行政活動の情報を市民と行政が共有することが必要です。

さらに、職員相互及び市民と市のコミュニケーションを活性化して、行政の透明性、信頼性の向上を図り協働のまちづくりを進めることが大切です。

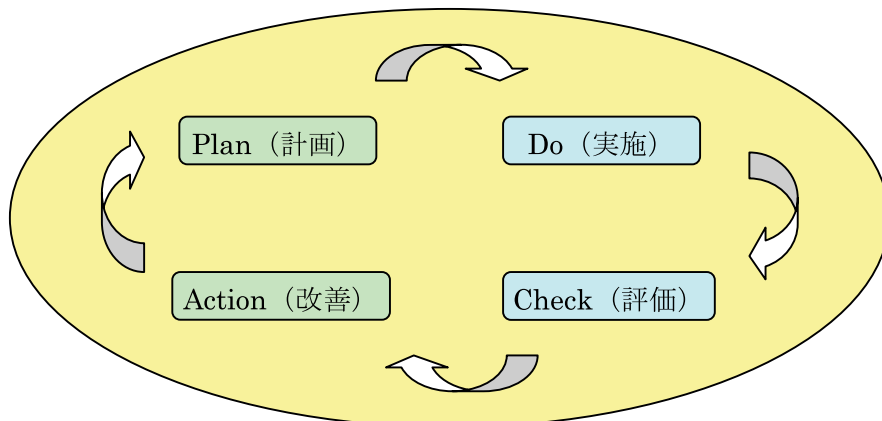
行政評価を推進するためには、目標管理や様々な事務事業について、事務事業の評価や行政評価を行い、効率的・効果的な自治体運営の構築を図る必要があります。行政評価による事務事業の見直しを行うためには、評価システムの確立が必要です。

行政評価システムの確立にあたっては、職員一人ひとりが市民の視点で、政策体系の中で果たすべき役割を認識し、目的意識を持つと同時に、これからの行政運営に求められる政策形成能力等を自らが高め、実践していくことが必要です。

【関連データ】

◆行政評価システムの流れ

市の各事業について、市民に分かりやすい評価指標や客観的・具体的な達成目標を設定し、①目標達成の成果、②実施の必要性、③市民との協働、④事業の効率性の4つの視点から評価を行い、その結果を事業の改善につなげ、より効果的・効率的な行政運営を目指します。



目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

成果を重視した行政運営のために、行政評価を導入します

行政評価システムの確立

市の各事業について、市民に分かりやすい評価指標や客観的・具体的な達成目標を設定し、目標に成果、必要性、市民との協働性、事業の効率性の視点から評価を行い、その結果を事業の改善につなげ、より効率的かつ効果的な行政運営を目指すため、行政評価システムの確立を目指します。

行政評価の推進

各事業の有効性や目的達成のためには、行政活動の客観的かつ具体的な測定や評価を行うことが重要であり、そのための有効な手段として行政評価を導入し、効率的かつ効果的な施策を展開します。

●市民が取り組むこと

市政に関心をもち、第三者として行政評価を行うなど、適正な行政評価の推進に協力します。

民間の企業経営のノウハウを市政に提供するなど、適正な行政評価の推進に協力します。

1. 市と市民が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

広域行政

7. 自治体間の連携を図る広域行政を推進します



施策の目標（市民とともに目指す平成29年の姿）

広域における連携が進み、効率的で効果的な住民サービスが実現しています。広域行政における組織・機構や事業運営なども改善が進んでいます。

●現況と課題

経済の発展と広域交通網の発達や市民の価値観の多様化、経済のグローバル化などに伴い、経済の活動圏や住民の生活圏は、市町村の行政区域を越えて広域化し、広域的な行政サービスへの要望も多種多様になっています。

このような中、それぞれの自治体だけでは対応しきれない行政サービスについては、広域的な対応をすることにより経費の節減等効率的な行政運営が図られます。

現在市においては、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、下妻地方広域事務組合、常総・下妻学校給食組合などに加入し、共同で処理できるものは、一部事務組合の業務として実施しています。

それぞれの自治体間の合併後、一部事務組合における構成市町の枠組みが変わり、それに伴う運営費の負担等一般会計に占める割合が増大するなど様々な課題が生じています。

【関連データ】

◆一部事務組合の状況

一部事務組合の名称	事業内容	構成市町
茨城西南地方広域市町村圏事務組合	常備消防、救急業務、病院群輪番制、小児救急医療輪番制、養護老人施設（利根老人ホーム）、広域老人福祉センター（砂沼荘）、広域運動公園	下妻市・古河市・坂東市・常総市・八千代町・境町・五霞町
下妻地方広域事務組合	ごみ処理、葬斎場、し尿処理、最終処分場、環境整備	下妻市・常総市・筑西市・八千代町
常総・下妻学校給食組合	学校給食	下妻市・常総市

資料：企画課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

自治体間の連携を図る広域行政を推進します

広域行政の運営

地方分権に伴い、自立性の高い行政運営が求められていることから、周辺自治体や圏域外との連携は重要であり、広域的な行政運営について積極的に推進します。

広域的な行政課題に対応するため、引き続き国や県及び関係自治体との連携の緊密化や研修会など様々な交流を行うとともに、公共施設の広域的相互利用や広域行政の共同研究を推進します。

一部事務組合の効率化

構成市町の枠組みの変更に伴う運営費の見直しを図るとともに、それぞれの市町との連携を強化し、共同で処理できる業務は、一部事務組合において、効率的かつ効果的な運営を促進します。

●市民が取り組むこと

広域行政に関心を持ち、サービスのあり方を注視します。市民レベルでも周辺の市町との交流に努め、活性化を推進します。

民間企業の視点から、広域行政の効率化について提案し、支援します。

1. 市と市民が互いに信頼しあい、
それぞれの役割を果たしながら
まちをつくります

地域C I

8. まちの個性を活かしながら魅力 を高め各地に発信します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

しもつまの個性と魅力を高め、全国各地に個性ある市のイメージを発信して
います。

●現況と課題

総合計画策定にあたって実施した市民及び小中高校生の意識調査では「豊かな自然」、「やさしさ」、「活力」を市のイメージとして感じています。こうしたことから、総合計画では、市の将来像を「輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまちしもつま」として定めていますが、この将来像の目標に向かって市と市民が主体的に行動し、実体化していくことが重要といえます。下妻市に住む誇りと喜びを共感していくため、まちの個性と魅力を高め各地に発信していく取り組みが大切です。

これまで、市では、昭和 29 年 7 月に制定された市章のほか、市の木「松」、市の花「菊」をシンボルとしてきました。

また、ホームページ等では、国蝶のオオムラサキをモデルとした「シモンちゃん※」が市内外の方に親しまれてきました。「しもつま」の魅力を発信していくためには、こうしたシンボル、キャラクターの有効活用が必要です。

【関連データ】

◆市の木（マツ）、市の花（キク）、シモンちゃん



※ シモンちゃん：市のHPで、案内役をしているキャラクター。

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

まちの個性を活かしながら魅力を高め各地に発信します

個性と魅力ある市のイメージの形成

市民の郷土を愛する意識の向上を図るとともに、美しい自然や地域固有の歴史・文化、人材等の対外的なアピールをすることで、個性と魅力ある市のイメージの形成を図ります。

シンボル、キャラクターの有効活用

ホームページキャラクターの「シモンちゃん」などの有効活用を図ります。

市の知名度アップ

市民の様々な分野での成果を全国に情報発信し、市の知名度アップを図ります。

●市民が取り組むこと

我がまちに誇りと愛着をもち、様々な人に市民レベルで“魅力あるしもつま”を伝えます。

事業者や団体は、しもつまの物産や特産を創造し、各地に広めます。

1. 市と市民が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

行政

9. 行政組織や機構を改善し、質の高いサービスを提供します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

公共施設を有効に活用し、行政の組織、機構の改善や、人事管理、職員研修、能力アップ等により、市民に対し、質の高いサービスが提供されています。

●現況と課題

多様化する市民ニーズに的確に対応した市民サービスを提供していくためには、市民が求める公共サービスのあり方を改めて検討するとともに、市民と行政が相互理解のもと、より一層の市民満足が得られるような取り組みが必要です。

市ではこれまで、情報化の進展に合わせ戸籍システムの導入をはじめ、市村合併に伴う機構改革など、利用者の立場に立った利用しやすい窓口行政の推進に取り組んできました。市民ニーズに応じた分かりやすい窓口サービスを提供していくため、各課との連携・連絡体制のさらなる整備に努めていく必要があります。

市のさまざまな公共施設については、市民にとってより身近で使いやすい施設として利便性を高めるなど、有効に活用していくための取り組みが必要です。行政サービスの拠点として大きな役割を担う庁舎は、建設後約 30～40 年が経過しており、市民サービスの維持と総合的な施設機能確保の視点から、新庁舎建設が今後の課題となっています。

また、市民サービス提供の担い手である職員については、その能力や勤務成績が、より客観的で公平に評価され、意欲向上につながる人事評価となるよう総合的な人事管理システムの整備が必要です。

総合計画は、まちづくりの基本的な考え方や施策を明らかにしたものであり、市の将来像を実現するためには、市民と行政の連携・協働が不可欠です。

また、計画の進捗状況に合せ、各方面から協力や意見を求め、これを施策や事業に反映するなど、計画の実効性を高めるための運用管理が必要です。

行政文書の管理は、情報を共有化しその活用を図るうえで大変重要です。市では、平成 12 年度からファイリングシステムを導入し、文書の適正管理に取り組んでいますが、増加する電子文書への対応などが今後の課題となっています。

【関連データ】

◆住基カード発行件数

単位：件

区 分	発行件数	累計
平成 15 年度	55	55
平成 16 年度	36	91
平成 17 年度	78	169
平成 18 年度	69	238

資料：市民課、くらしの窓口課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

行政組織や機構を改善し、質の高いサービスを提供します

行政の組織機構の改善

市民の利便性や効率性に配慮した、組織機構の見直しを行います。

市庁舎及び公共施設の有効活用

現在ある庁舎をはじめ、市内にある様々な公共施設の有効活用を図ります。新庁舎建設については、多額の一般財源が必要であるため、庁舎建設基金の積み立てにより、資金の確保を図り、建設に向けた取り組みを行います。

人事管理、職員研修、能力アップ

人材育成基本方針を策定し、職員の能力向上のための自発的な取り組みを支援する制度や職員研修の充実、職員の意欲や能力を最大限に引き出す人事管理システムの構築など、人事管理、職員研修、能力アップのための体制整備を図ります。

総合計画の進行管理

総合計画に策定されるまちづくりの目標実現のため、政策の方向に適正な事業遂行が行われているか、また適正な財政運営のもとに事業遂行がなされているかを検証し、進行管理を徹底します。

適正かつ効率的な文書管理の推進

文書の管理については、引き続きファイリングシステムに基づく適正かつ効率的な管理を推進するとともに、「地方分権」に対応した意思決定の最適化を支援するため、情報の共有化、庁内 LAN 等を通じて情報を活用していく仕組みを構築します。

また、紙文書と電磁的記録を一元的に管理するため、総合文書管理システムの導入について検討します。

だれもが好感をもてる窓口業務の提供

市民サービスの窓口では、分かりやすい窓口・受付化を図り、来庁者の負担軽減を図るとともに、円滑な受付・発行業務等を行い、待時間の短縮に努めます。

また、情報通信技術を活用したワンストップサービス化に取り組めます。

●市民が取り組むこと

市民の視点、民間企業の視点からサービスのあり方について、提案をします。

